

ガス温水暖房契約

(選 択 約 款)

令和3年11月16日実施

房州瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更又は解約	4
11. 設置確認	4
12. 精 算	5
付 則	6

(別表) 適用する料金表

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項については、一般ガス小売約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス温水暖房システム」（以下「温水暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、配管に温水を供給して暖房（温風暖房を含む。）を行うシステムをいいます。
- (2) 「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4ヶ月間をいい、「冬期以外」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10

月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8ヶ月間をいいます。

- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。
- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 温水暖房を使用すること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到達後、当社が申し込みを承諾した時に契約が成立いたします。この場合、当社は料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにこの選択約款に基づき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針を行う日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款に基づいて契約されたお客さまで、その契約満了前に解約又は一般ガス小売約款への変更をされた方が、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス小売約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス小売約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款に基づき契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のために一時不使用による解約又は一般ガス小売約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みま

す。)の料金を、一般ガス小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく契約の料金を、支払い期限日を経過しても支払われていない場合には、一般ガス小売約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款又は一般ガス小売約款に基づく契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金の支払方法は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス小売約款に規定する供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.126円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.126円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備 考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格 (トン当たり)

52,210円

②平均原料価格 (トン当たり)

別表1(2)に定められた3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式) 平均原料価格 = トン当たりLPG平均価格

(備 考) トン当たりLPG平均価格は、当社に揭示いたします。

③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用予定に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. 設置確認

(1) 当社は、温水暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。

この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス小売約款を適用いたします。

- (2) 温水暖房を取り外した場合は、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、温水暖房を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス小売約款を適用いたします。

12. 精 算

すでにこの選択約款を適用のお客さまで、4に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス小売約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年11月16日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社及び当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

適 用 す る 料 金 表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 適用区分

①冬期

料金表 A 冬期の使用量が0立法メートルから20立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 冬期の使用量が20立法メートルを超え、100立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 冬期の使用量が100立法メートルを超える場合に適用いたします。

②冬期以外

料金表 A 冬期以外の使用量が0立法メートルから20立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 冬期以外の使用量が20立法メートルを超え、200立法メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 冬期以外の使用量が200立法メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 (冬期)

①料金表 A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	774.40円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	290.40円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,642.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	197.00円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	5,592.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	167.50円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表（冬期以外）

①料金表A（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	774.40円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	290.40円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,309.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	263.67円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	5,329.29円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	243.57円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに一般ガス小売約款の規定により算定した1立法メートル当たりの単位料金といたします。